

第27-(2)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号
個人番号又は法人番号
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 翌年以降送付不要
所管 要否 整理番号
申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認 確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認
指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日



平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

→(注)平成二十八年一月一日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① 0 0 0
消費税額 ②
貸倒回収に係る消費税額 ③
控除対象仕入税額 ④
返還等対価に係る税額 ⑤
貸倒れに係る税額 ⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧
差引税額 (②+③-⑦) ⑨ 0 0
中間納付税額 ⑩ 0 0
納付税額 (⑨-⑩) ⑪ 0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫ 0 0
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬
差引納付税額 ⑭ 0 0
この課税期間の課税売上高 ⑮
基準期間の課税売上高 ⑯

付記事項
割賦基準の適用 有 無 31
延払基準等の適用 有 無 32
工事進行基準の適用 有 無 33
現金主義会計の適用 有 無 34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 有 無 35
参事区 区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%
第1種 36
第2種 37
第3種 38
第4種 39
第5種 42
第6種 43
特例計算適用(令57③) 有 無 40

この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰
差引税額 ⑱ 0 0
譲渡割額 還付額 ⑲
納税額 ⑳ 0 0
中間納付譲渡割額 ㉑ 0 0
納付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉒ 0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑) ㉓ 0 0
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔
差引納付譲渡割額 ㉕ 0 0

①及び②の内訳
区分 課税標準額 消費税額
3%分 千円 円
4%分 千円 円
6.3%分 千円 円
又は⑬の内訳
区分 地方消費税の課税標準となる消費税額
4%分 円
6.3%分 円
還付する金額を受けようとする
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所
預金 口座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号
郵便局名等
※税務署整理欄

税理士名 (電話番号 - -)
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ⑳

㉖ = (①+②) - (⑧+⑫+⑲+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地 (フリガナ) 名称 又は屋号	(電話番号 -)
個人番号 又は法人番号	! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
代表者氏名 又は氏名	

※	一連番号	翌年以降 送付不要
所管	要否	整理番号
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定 局指定
通信日付印	確認	確認書類
年 月 日		個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()
指導年月日	相談	区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日		



平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 平成 年 月 日
令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日
令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十 円
消費税額	②	000
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除	控除対象仕入税額	④
	返還等対価に係る税額	⑤
税額	貸倒れに係る税額	⑥
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	00
中間納付税額	⑩	00
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	00
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	00
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬
	差引納付税額	⑭
この課税期間の課税売上高	⑮	
基準期間の課税売上高	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰
差引税額	⑱	00
譲渡割額	還付額	⑲
納税額	⑳	00
中間納付譲渡割額	㉑	00
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	00
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	00
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔
	差引納付 譲渡割額	㉕
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31	
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32	
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33	
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34	
	参事区 考業分	課税標準額に対する消費税額の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
		区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%	
		第1種		36
		第2種		37
		第3種		38
		第4種		39
第5種			42	
第6種		43		
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	40		
①及び②の内訳	区分 課税標準額	消費税額		
	3%分	千円	円	
	4%分	千円	円	
	6.3%分	千円	円	
③又は④の内訳	区分 地方消費税の課税標準となる消費税額			
	4%分		円	
	6.3%分		円	
還す付る金受付けよう関と等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所		
	預金	口座番号		
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
	郵便局名等			
※税務署整理欄				
税理士名	(電話番号 -)			
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有			
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有			